

桑名市の医療・福祉の向上を目指す会 規約

第1条（名称・所在地）

本会は、桑名市の医療・福祉の向上を目指す会 と称し、主たる事務所を桑名市桜通6番地 サ
ンマンション501号におく。

第2条（目的）

本会は、奥村秀郎氏の医療・福祉の向上を目指す政治活動を支持、支援することにより、市政の
発展と市民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------|----|
| 会 長 | 1名 |
| 会計責任者 | 1名 |
| 監 事 | 1名 |

第6条（役員の選出及び任期）

役員は総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）

会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会及び役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額5,000円）、寄附金その他の収入をもって充当する。
ただし、会費は免除することができる。

第9条（会計年度及び会計監査）

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、会計責任者は、本会の経理につき
年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、平成29年12月 1日から実施する。